

第 1 2 号 議 案

東京都台東区役所組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提 案 理 由)

この案は、総務部及び区民部の分掌事務を改めるため提出します。

東京都台東区役所組織条例の一部を改正する条例

東京都台東区役所組織条例（昭和39年12月台東区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条総務部の項中第8号から第10号までを次のように改める。

8 人権及び男女共同参画に関する事。

9 危機管理及び災害対策に関する事。

10 生活安全に関する事。

第2条総務部の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

11 国際交流及び都市交流に関する事。

第2条区民部の項第2号中「コミュニテイ」を「コミュニティ」に改め、同項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

3 多文化共生に関する事。

第2条区民部の項に次の1号を加える。

10 青少年の育成に関する事。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。